

(別添)

第 11 期第 1 回 東京地方労働審議会港湾労働部会

意見照会票によるご意見等について

	発言者名	ご意見等内容（原文のまま）	回答（案）
1	竹内委員	議題「(2) 港湾労働法施行状況について」に関し、資料 2 の 1 頁（部会資料通しで 14 頁）によると、（前年度比で）令和 2 年度計の常用港湾労働者の就労実人員は約 11%と大きく減少する一方、就労延数はほぼ変わらず（むしろ微増し）、平均就労日数は大幅に増加している点に関し、可能であれば、その要因についてご説明いただければ幸いです。また、これが何か問題ある状況というご認識があるならば、対策等について何かご検討のことがあればご教示ないしご説明いただければ幸いです。	令和 2 年度は、4 月から 1 回目の緊急事態宣言が発令された影響で、就労実人員を減らして業務を実施していましたが、業務自体は減少していなかったため、減らした就労実人員で業務を割り振った結果、就労延べ日数はほぼ横ばいで、1 人あたりの平均就労日数は大幅に増加することとなりました。 なお、1 人あたりの業務量が増えたことによる問題点、課題等について複数の業者へ聴き取りを実施したところ、特に問題がある状況はなかったということでした。 また、令和 3 年度においても業務量、就労実人員について状況が悪化したという報告は受けておりません。
2	竹内委員	今回の部会は書面開催となっておりますが、今後に向けてオンラインでの開催が可能かどうか、ご検討いただければ幸いです。	次年度に向けて、オンライン開催できるよう機器等の導入を検討し、環境を整備していきます。

(別添)

3	佐塚委員	<p>「港湾労働秩序維持の為に、6大港に於いてのワッペンの斉一化について」の質問をさせていただきます。</p> <p>東京港では既に表題について、昭和60年11月に労使協定が締結され、昭和60年12月より実施となっており現在に至っております。その様な中、現在でも未実施の港でのワッペン表示取り組みに、令和4年度予算案が認可され4月1日より実施との報告を受けております。</p> <p>ヘルメットにワッペンを貼り付けることにより、パトロールの際には少し離れた場所より確認が取れるため有効性は「大」と考えます。しかしながら、細かく聞き取り調査を行うと、作業服とワッペンとの氏名の違いを確認した際には労働者証の提示をもとめるも、「今事務所に置いてある」「会社が管理している」との回答がなされる場面もあるが、それ以上の追求は組合としては行っていないのが現状である。</p> <p>東京港では横浜を所在地とする店社が多く存在し、横浜からの応援者が日々作業に従事しているが横浜港では現在ワッペンの存在は無く、労働者証携帯にて東京で作業にあたっている。</p> <p>今後横浜港でのワッペン協議が進行され、どのようなワッペンに仕上がるのか？仕上がった際の東京港とのワッペンの整合性は取れるのか？又、東京港に於いては既に協定が結ばれている現在のままのものを使用するのか？それとも、先述で上げた問題を解決する為にも「顔写真」付きにするのか？等で予算を活用していくのかを東京労働局としてどのように考えているのか、今回質問させていただきますので、ご回答の程宜しくお願い申し上げます。</p>	<p>ワッペンについては法制化されていないこと等から、各港での取組に温度差があり、先行している港でも交付主体や費用負担は異なっていることを把握しています。</p> <p>東京港においては、労使の合意により以前から本取組を導入しており、当局としてもワッペンの有効性は高いと認識しています。また、「顔写真」付きのワッペンについても港湾労働者証を補完するものとして有効であると考えます。</p> <p>ご指摘のとおり横浜港からの応援者が東京港で作業に従事している状況であり、神奈川労働局職業対策課に確認したところ、現在、横浜港ではワッペンの取扱いはありませんが、ワッペン導入に向けて労使間で協議を継続していく予定であるとのことでした。</p> <p>ワッペンがある者となない者が混在して作業している現状を改善する必要性も踏まえて、ワッペンの斉一化について、厚生労働省担当部局に対し働きかけていきたいと考えます。</p>
		以下、余白	